

国民所得論の批判的研究：有沢、中村両氏の「国民所得」について

高橋，正雄

<https://doi.org/10.15017/4362559>

出版情報：経済學研究. 28 (5), pp.1-19, 1962-12-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



国民所得論の批判的研究

——有沢、中村両氏の「国民所得」について——

高 橋 正 雄

目 次

- 一 は し が き
- 二 商業と国民所得
- 三 帰 属 計 算
- 四 第 二 次 所 得

は し が き

わたしは、かつて、この雑誌に「国民所得序論」を書いた（二六の一、二、四）。そして最後のところで、総括としてつぎのようにいつた。

「以上、わたしは所得または国民所得についていまわたしが到達している考え方を述べて来た。はじめの予定では、基本的だと思われる点を一応展開し、それをまとめようということであった。そしてその上で諸家の論著との比較・対照を通じて、わたしの考え方をもっと具体的なものにもし、もっと豊かなものにもするためのスタートにしよう

うということであつた。それを三回の論文でまとめるつもりであつたが、ここまで来てみて、まだまだ考えるべき点
が非常に多いように思われる。理論的にもそうだし、実際に計算するということと考ええると、ますますそうである。
しかし、それらのことを論ずるのは他の機会にゆづることにし、ここでは、つぎの二つのことだけを述べておくこと
にしよう。

「一つは、くりかえしになるが、はじめに述べたように、財政があり、独立生産者があり、公務員があり、家事使
用人があるような資本主義社会の国民所得を論ずるには、まず、動物的または本能的な行動以外の人間労働(1)（とその
成果）がすべて考察さるべきである。つぎに、商品交換または「商品交換的な」、「市場」を通じての」貨幣授受——
現実的にそうであるにせよ、観念的に（帰属的に）そうであるにせよ、——に關係しない人間労働がそこから取りの
けらるべきである。そうすると、あとに残るものは、必ず何んらかの『対価』に対応する労働または労働力だとい
ことになる。国民所得論は、この労働または労働力とこの対価をすべて包含するように組み立てらるべきである。こ
うして、公務員、家事使用人、非営利団体の雇用者など、商品生産のためでなしに買い入れられる労働力もその対価
たる賃金も、国民総生産および国民所得の構成要素となつて来る。つぎに、営業または営利事業をいとなむものは、
産業をいとなむものの場合はいうまでもないが、産業をいとなむものも、金融業をいとなむものも、本来の『純粹
な』商業または金融業のほかに、現実には「何んらかの」『産業』をいとなんでいるはずである。こうしてcとvに
ついての、また平均利潤計算についての、かつてのわたしがやったような暴挙(2)がさけられるのではなからうか、とい
うのがわたしのいいたいことである」

(1) ここで動物的または本能的といっているのは、マルクスが生産的労働一般——「單純な労働過程から生ずる生産的労働のこ

の規定は、資本主義の生産過程のためのものとしては決して十分ではない——を問題にしているところで、「ここでわれわれは、最初の、動物と同じような、本能的な型の労働は問題としない。……われわれは、人間に特有な型の労働を扱う」といつているのをさしているのである（本誌、二六の一、二ページ）

(2) わたしの「経済学入門」、有斐閣をさしているのである。

ここで、わたしは二つの引用をしなくてはならない。

一つは——「一国民の年々の労働は、これにその年々消費する生活上の一切の必需品と便利品とを供給するところの本源で……」⁽³⁾

これは、いうまでもなく、アダム・スミスの国富論のはじめの句である。

(3) アダム・スミス「国富論」（一九五九、竹内謙二訳、慶友社）Ⅰ、三ページ。

も一つは——「一年とはいわない。数週間でもいい、その労働を休止したとしたり、いかなる国民でも死滅してしまふだろうというようなことは、どんな子供でも知っている。同じように、いろいろの欲望に相応した生産物の量があるためには、いろいろの量的にきまつた社会的総労働量が必要とするということも、わかりきったことである。このように社会的労働が一定の割合〔合？〕で配分される必要があるということが、決して社会的生産の一定の形態によつて止揚されるものでなく、ただその現象様式が変化するのみであるということとは、自明である。自然法則は一般に止揚されうるものではない。歴史的に異なる状態において変化しうるものは、ただ、この法則が貫かれる形態である。……」⁽⁴⁾

これは、クーゲルマンあてのマルクスの手紙の一節である。

(4) 向坂逸郎「マルクス伝」一九六二、新潮社、二八五—六。

わたしは、国民所得論のなかではスミスの「一国民の年々の労働」そしてマルクスの「社会的総労働量」が、さきにあげた限定のもとで、すなわち動物的、本能的な労働と非商品経済的また非市場的な労働とは除くという限定のもとで、すべて生産的——国民所得を生産するという意味で——なものとしてあつかわれるべきものだと、いまは思っている。「必需品」「便利品」そして「いろいろの欲望に相応した生産物」というのは、有形財に限るとか、サービスは排除するとか、ある見地から望ましくないものは除くとか、という「先入主」にとらわれた考え方によって限定さるべきではないと思う。毒物でも、ある「欲望に相応した生産物」であるし、広告のチラシやネオンもそうだし、銀行がお客に對するものもろのサービスもそうだ、と思う。要するに、それが「われわれのそとにあるもので、その性質によって何んらかの人間の欲望をみたすものであればいい。その欲望が、たとえば胃の腑からでてくるか、それとも幻想からでてくるかは、どうでもいいことである。」ここで「われわれのそとにある」というのは、いわゆる五感でその存在がわかるものであればいい。そして五感のうちには視・聴・嗅・味・触の五つのほか、直接には人間の感覚でとらえることができなくとも、何かの設備によって、または、理論的、実践的に「そとにある」ことが認識できるといふことも含まれるべきだと思う。

わたしの「国民所得序論」からの引用とその説明が長すぎたようだが、「序論」はつぎの一節でおわっている。

「最後にいっておきたいことのその二は、わたしのように何もかも含むようにすると、スッキリした議論ができませんではないかという非難についてである。しかし、その非難はあたらない。わたしが主張しているのは、〔国民所得または〕国民所得論の、いわば範囲についてであって、その内容をどう分類または区別するかについてはまだ何もいっていない。わたしは、どんな理論的〔または実践的〕立場からにせよ「スッキリした議論」を展開するに必

要な調査が行なわれ、資料がととのえられるべきだと思っている。たとえば有形財の生産に限るべきだとか、公務員や家事使用人の所得は「本源的または第一次的な所得からは」排除すべきだとか、いろいろの立場や要求があると思うが、そのいずれにも応ずるような「調査・編成上の」努力がなされるべきことはいうまでもない。ここで、つぎのことを紹介しておくのは無意味ではないと思う。一九五八年春、わたしは国連統計局に国民所得の専門委員をたずね、ソ連の代表者を含む委員会の活動について話しあった。ソ連の国民所得論と、いわゆる自由諸国のそれとの間には概念規定その他についていろいろの食い違いがあるはずだが、その辺どう調整されているかということをやわたしが聞いたら、わたしがいま述べたような趣旨で調整されているということであった。当然のことだと思う。」

要するに、「社会的総労働量」ということ、「いろいろの欲望に相応する生産物」ということ、前者の「ある割合での配分」ということ、そして、自然法則とその現象形態ということをやハッキリ考えながら、問題ととりくんでみようというのである。

この小論の引用のはじめのところで「諸家の論著との比較・対照を通じて、わたしの考え方をもっと具体的なものに、もっとゆたかにする」といっているが、ここでは、そのひとつの試みとして有沢広巳、中村隆英「国民所得」(一九五五、中央経済社)をとりあげてみたいと思う。

二 商業と国民所得

「本書では……われわれの対象を、商品生産社会におくことにしよう。もちろん、商品には、資本制的商品と単純商品の区別がある。

「さてわれわれのいう商品とは、市場における販売を目的として作りだされた財貨及びサービスである。……」(三〇ページ)

こう述べたのち、著者たちは、学説史的に「やや長い回顧を行なった結果、われわれは原理的には、資本制的賃労働によってなされたサービスの生産は、少くとも資本主義経済の分析のためには物財の生産と同様に生産的労働として、国民所得〔の生産〕に算入すべきだと考える」といっている。(三六ページ)

ここまでは、わたしも賛成である。ただ、あとの議論のために、「商品とは、市場における販売を目的として作りだされた」ものである、と著者がいっていることを心にとめておくことにしよう。

著者は「ここで注意しておかねばならないことがある」として、つぎのようにいつている。

「……サービスの中にはいろいろな種類があるが、大別して二つの分類がなされうであらう。その一つは直接的に物的生産物の価値を実現するために役立つサービスであり、他は、物的生産物の価値実現に役立たない全く消費的なサービスである」(三七ページ)

「他は」以下のところ、あるいは「大別して二つの分類」というところに、わたしはすこしばかり抵抗を感じる。たとえば、設備投資に先行する、または、その一部としての「設計」というサービスはどこにくらいうことになるだろうか、ということである。しかし、いまはそれは問題にしないで、さきにいくことにしよう。著者はすぐつづけていう。

「前者は、たとえば商業は、財貨の流通過程に参加するばかりで、直接手を下して生産にあずかるところはない。しかし、商業は、その資本を提供して、生産資本の回転をはやめることによって、生産のために間接的な援助をす

る。そこで、商業は剰余価値の一部を分け与えられるのである。工場で一〇〇の価値をもつ生産物がつくりだされた
としよう。しかし、生産者はたとえば九〇でこれを商業に売渡し、一〇だけの剰余価値を分与する。商業はこの一〇
の一部たとえば五を自己の労働者に支払い、みずからも利潤をうるのである。——この場合、本来、商業のえた一〇
は工場でつくりだされた剰余価値の一部が、個々の商業資本にとっては、この一〇が商業利潤と流通費用としての賃
金とに分割されることになる。同様の事例は、金融業、さらに広告業など一部のサービス業についてもいいうること
である。この種の産業は機能においてサービシ的であり、生産物の価値の形成には全く関与するところはないが、物
的財貨の価値の実現には一つの役割をはたすのである。」(三七—ページ)

わたしもかつてはこう考えていた。しかし、いまはこの考え方に疑をもっている。商業資本がまったく賃労働者を雇
わないという場合、さらに商業資本家がさき限定した意味での有用な労働——「社会的総労働量」の一部としての労
働——をしない場合なら、それでいいが、いやしくも賃労働を使っている場合にはこれではおかしい。商業資本の資本
を分析すれば、再販売のための仕入資本を別として、 c 的なものと v 的なものとがあるはずである。そしてこの v また
は v 的なものが賃労働になるわけであるが、賃労働者の労働 (v プラス m) と c (の消耗部分) との合計をどう考える
べきであろうか。この合計が、あるいはそのうちから c を控除した部分が、かつてのわたしの考え方では、そして「国
民所得」の著者たちの考え方では、行方不明になっているのではなからうか。それは、問題となっていて「生産物の価
値の形成には全く関与するところがない」かも知れないが、それとは別個な生産物を形成していると考えてはいけな
いだろうか。つまり、商業資本が商品を販売するとき、常識で、あるいは普通の生活で考えられている商品のほかに、も
一つ、またはいくつもの商品が販売されているのではなからうか。そして販売されるためには生産されねばならないか

ら、商業資本はある種の商品を生産していることになるのではなからうか。ただ、多くの場合、運輸・交通業のように、生産過程が消費過程と同一の過程として、同時に進行しているかも知れないが。

わたしは、商品是有形財とは限らないこと、また、常識や生活感覚では商品の生産・販売過程が存在しないところにも理論はそれを見いだすべきだということ、さきに述べた社会的総労働量といろいろの欲望に相応するその分配ということを考えれば、右のようになるのではないか、と思う。わたしは、この考え方を「序論」でつぎのように述べている。

「個人的消費者に商品を売るデパートの場合を考えよう。デパートが売るのは、いわゆる商品だけではない。たとえば液体状態にある化粧品を売るとき、厳密な意味?!での商品——使用価値を持つ商品——というのは、その化粧品だけであるが、同時に容器も売られる。包装紙も売られる。使用法やもろもろの広告が印刷されている紙片も売られる。——しかし、ここまでは広義の商品として考えることができ、新たな考え方を必要としないかも知れない。

「では、デパートで働く男女の労働者の労働力や労働はどう考えるべきであらうか。わたしは、これを産業部門の一つとしてのいわゆるサービス部門の場合と同一視すべきだと思うようになって来ている。なぜそうかと反問されれば、事態を虚心に正視すればそうなるではないかと答えるのが一番いいようであるが、それでは不十分だということであれば、つぎのようにいいたいと思う。商品が売られるというのは、商品が購買者の手に入るまで、あるいはその支配下に入るまでであるということ、そこまでの労働はすべて『有用な結果』——「いろいろの欲望に相応する生産物(有形、無形の)という効果」——を生むものであるということ、購買者はすべてのそれらの労働の結果に対して、他の物的費用に対してもに支払うのだということ、裏からいえば、販売者はそういうものの一切を含めて価

格をきめるということ、商品是有形か無形にかかわらずに商品たり得ること、商品は、購買した上で消費したり、持ち帰ったり、または保存したりすることができるとかにかかわらずに商品たり得ること、要するに、デパートの売り場で美人の応待をうけながら商品を購入する人々は、一切の有形財——厳密な意味での商品のほかに容器、包装紙、広告紙も含めて——のほかに「ビルディングその他c的なものの消耗分とともに」一種のサービスも買わされていること、要するに、商品が売られるとき、実は、日常生活の通念からいって商品と考えられていないものまでが——しかし種々雑多なものまでが——抱き合せて売られているのだということ、わたしはそういう点を考えてみるべきだと思う。経済学的思惟はそう命じているのではないかと思う。そうだとすると、具体的に考えれば、すべての商業企業は、商業とともに何んらかの産業をもいとなんでいるということになるであろう。右の例でいうと、デパートは一種のサービス産業をもいとなんでいるということになる。したがって、そこで働く労働者は生産的労働者——もちろん、資本主義社会での——だということになる」(二六の四、一四ページ)

「国民所得」の著者たちは、さきに引用したところにすぐつづけてつぎのようにいっている。

「それゆえわれわれは、この種「商業など——高橋」の産業「の何を?——高橋」を物財国民所得に計上する。ただし、剰余価値率の算定の場合には、この種の産業はべつに考慮すべきことはもちろんである」(三八、ページ)

これは、剰余価値率を計算するには、引用文にある例をつかうならば、一〇という「商業利潤と流通費用としての賃金」とを産業部門にもどすべきだ、ということを意味するのだと思う。著者たちの考え方からすればそうなるわけだが、そしてわたしも以前はそう考えていたのだが、ここで述べて来たように、いまはそれはまちがいでないかと思つてゐる。ついでながら、著者は、商業と「同様の事例」として「広告業など一部のサービス業」をあげているが、いまわた

しの考えでは、これもおかしい。広告業という産業にも、このほかに「社会的労働が一定の割合で配分」されているが、それは、社会の「いろいろの欲望」(ここでは広告業によってみたさるべき欲望——高橋)に相応する生産物の生産のためであるこというまでもない。さきの、デパートで販売される化粧品についていえば、それを包装している紙片——広告業の生産物——は、化粧品そのものという意味での「生産物の価値の形成には全く関与するところはないが」そういう生産物とならんで価値物として販売されている——もちろん、生産されたあとで——のである。

包装用紙の場合だけでなく、報道産業や放送産業などが広告業として利用される場合にも同じように考えるべきだと思う。

最後に、ここであつておきたいことは、商業や広告業が望ましいかどうかという問題と国民所得論とは——この段階では——無交渉だということである。また、商業も広告業も、そして次節であつかう金融業も、国民所得を生産している、と言うと、それでは、これらの産業にわりあてられる「社会的総労働量」の部分が大きければあるほど、国民所得は増大することになるではないか、という疑問が提起されることがある。そして、この疑問には、米や鉄の場合には、「社会的総労働量」の割当分が大であればあるほど、国民所得は増大するぞ、という内意が含まれている。しかし、これはただしい考え方ではないと思う。社会の総労働量が鉄だけにわりあてられれば——そんなことが起りうるとして——社会は存続できないし、それはどうでもいいとして、ただ一つの商品しか生産されないのでは、「市場における販売を目的として作りだされた」ものを論ずる国民所得論の対象がなくなってしまうからである。わたしたちは、マルクスがいっているように「いろいろの欲望に相応した生産物の量」を生産するため「いろいろの部門にわりあてられた社会的総労働量」を問題にしているのである。そのわりあてられ方が望ましいかどうかは、ここでは問題外である。

三 帰 属 計 算

帰属利子 *imputed interest* というのは、わたしにとっては、ながいあいだ難物であった。合理的なものとして理解しようとしても、抵抗を感じて仕方がなかった。わるい意味での人為的なものが感じられたのである。しかし、前節で商業について述べたような考え方をするようになってからは、そうではなくなった。いまでは、なぜそんなにこだわっていたのかと、おかしく思うくらいである。くりかえさないが、クーゲルマンへのマルクスの手紙のこと、資本主義下の雇用労働のことを考え、そして「市場における販売を目的として作りだされる財貨およびサービス」というのを、日常生活やその用語によってでなく、経済学的に考えれば、それはすこしもおかしいことではないと思うようになった。金融業——広い意味での——が、いわゆる第三次産業部門の代表格として、ますます多くのわりあてを社会的総労働のうちからうけるようになって今日ではとくにそうだと思うようになった。ところで、「国民所得」の著者たちは、わたしの、むかしの考え方と同じ考え方の方である。企画庁の「日本経済と国民所得」について著者はいう。

「……いまあげた諸項目の中で耳新しいのは帰属利子である。これは、銀行や保険会社は、預金者に貨幣利子を支払う以外に、たとえば現金出納事務の代行、為替送金の便宜、通帳の交附等のサービスを与えている。したがって、この分のサービスの国民所得に算入しないのは不合理だというのであって、銀行の受取利子をすべて預金者の所得と考え、このうち預金利子として支払われた分以外を一括計上して帰属利子とよぶのである。」(九九—一〇〇ページ)

右の引用文中の「たとえば」以下のサービスを生産・販売する企業または産業が独立して存在しているとしたら、

「預金者」はそのサービスに対して支払いをするはずである。そしてその支払いを、もし預金利子として受取ったものの中からおこなうとすれば、預金利子の受授と右のようなサービスの売買があるということになり、事態は簡単明瞭である。それで、いまのわたしは、いわゆる金融業は、金融業と右のようなサービス産業を兼業としていとなんでいいのだと、考えるべきだと思っている。「日本経済と国民所得」では「直接商品となることを目的とした生産でなくとも、これに準ずる重要な生産」といわれているが、「これに準ずる」というようなあいまいな考え方や表現でなしに、兼業ということにすれば、もっとハッキリすると思う。くりかえしになるが、前節のおわりで述べたように、マルクスの手紙のこと、資本主義企業にわりあてられる労働のこと、商品は有形財に限らないこと、市場とは交換の場であることを考えればそのことは抵抗なしに理解できるのではなからうか。

「国民所得」の著者は、右の引用文につづけていう。

「銀行は個々の預金者の共同経営にかかる投資組合のようなもので、預金者が経営をにぎっているかのような擬制が行なわれているわけである。これでは銀行企業の主体制が見失われてしまうであらう。それどころか、金融資本の大きな役割が矮小化され、否定される結果を生ずる。」

帰属利子を国民所得の項目の一つとして計上することが、なぜ右のようなことになるのか、わたしにはよくわからない。兼業ということにすれば、——現にそうなのであるが、——銀行企業の主体制は失われることにはならぬいし、帰属利子を計上することによって事態がそれだけ明白になるわけだから、金融資本の大きな役割はかえってハッキリしてくるのではないかと思う。

最後に「国民所得」の著者は、すくづつづけて

「しかもこの考え方はなほだ奇抜であるが、ちよつと考えてみても、このような無料サービスを提供するのは、金融機関ばかりにはかぎらない。食料品店が御用聞きに歩いたり、無料で配達したり、大売り出しで景品をつけたりするもの、……消費者への『サービス』に違いないが、この帰属『サービス』は算入されていない。」(一〇〇ページ)

これに対するわたしのコメントはあらためて述べるまでもないであろう。デパートを例としていったことを思いだしてもらえばいい。右のような「サービス」をする企業の意図と計算とを経済学的に分析すれば、ことがらはハッキリしてくと思う。

四 第 二 次 所 得

「生産国民所得から分配国民所得への転型過程を考察するためには、理論的には二つの面を考えなければならぬ。その一は、すでに生産された価値が、分配論上の諸形態に転型する過程の追跡であり、これには剰余価値の利子、地代および法人留保や配当への転化がふくまれる。その二は、生産国民所得の第二次所得への転型過程であり、純然たる所得再分配の考察である。前者の分析は理論的には解決すみの問題なので、ここで第二次の所得形成をあとづけることにしよう。

「第二次所得を形成する要因としてその規模においてもっとも大きく、活動も複雑なのは政府の行為である。政府の財政収入は多様な支出先をもっているけれどもその一部が官吏の給与、議員の才費等、第二次所得に転化する。あるいはかなりの金額が、企業にたいする補給金として支払われ、利潤に転化する場合も多い。……政府からはまた、

ぜんぜん代償をとまわらない一方的な給付、たとえば生活保護費、軍人恩給などの支払いも行なわれている。これらは単なる所得の移転、ないし『振替所得』(Transfer Income)にすぎず、報酬を目的とする行為に裏づけられていないから、分配国民所得に算入されないことはすでにのべた」(五〇ページ)

著者はこういつている。ここでは、わたしは「官吏の給与、議員の才費等」だけを取りあげることにするが、右の引用のあとの方で、「これらは単なる所得の移転……」といわれているときの「これら」というのは、官吏の給与等も含んでいるのかどうか、ここの文脈だけではかならずしも明らかでない。そこをどう解釈したらいいであろうか。つぎのようにいわれているところがある。

「われわれは生産国民所得を考えるにあたって、市場をめあてにする資本主義的企業および独立の単純商品生産者の財貨サービスの生産のみに対象を限定した。ところが分配国民所得を考えるにあたっては、このような前提が排除される。……したがって、ここでは、さきには所得の再分配にすぎないとして算入しなかった政府や非営利団体職員

の給与や家事労働者の給与……を分析の対象にくみいれる。……(四七—四八ページ)

これで、政府職員の給与が生産所得にはいらないが、分配国民所得にはいることがわかった。それでは、それが一方にはいり、他方にはいらないのはなぜだろうか。著者はいう。

「ここで特徴的なことは、測定が生産物〔物はミスプリント?——高橋〕をはなれて行なわれるという点にある。前節での規定は労働力が価値生産的であるか否かという点をめぐって行なわれたが、ここでは経済社会の個々の成員の立場からなされる。したがって彼の支出した労働が生産的かどうかなどという『資本の立場』からでなく、彼の行った行為が報酬を予期してなされたものであったか否かが、分配国民所得の範囲を決定する指標である。官吏の

労働は価値生産的ではないけれども、個人の立場からみれば所得の源泉になることは工業労働者の場合と異ならない。彼等の所得は生産的な分野で創り出された価値の移転にすぎないけれども、彼らの労働は、所得をうみだす為に行なわれたのであることは事実である。……このように、生産国民所得にはいらないけれども、分配国民所得には算入される所得を第二次所得とよぶことにしよう。……」(四八ページ)

これで、著者がいおうとしていることはわかったように思われるが、しかし、いくつかの疑問も起ってくる。

第一は、「資本の立場」から……ということについてである。「国民所得の生産を考えるにあたって」われわれは、「市場をめあてにする資本主義的企業および独立の単純商品生産者の財貨サービスの生産のみに対象を限定した」はずである。だから、しいて立場ということをいえば、資本の立場ということではなく「商品生産」の立場ということになる。それゆえ「報酬を予期してなされた」行為が、商品生産という行為であるならば、その行為は当然に国民所得を生産する行為である、という結論になるのではなからうか。

第二に、「官吏の労働は価値生産的ではないけれども、個人の立場からみれば所得の源泉になることは工業労働者の場合と変らない……」といわれていることについてである。引きあいだされているから、工業労働者と国民所得の関係について考えることによって著者とわたしの考え方の異同をハッキリさせることができそうである。わたしは「国民所得序論」でつぎのようなことをのべている。(1)総じて商品経済社会における国民所得を論ずるには、(イ)生産的労働の結果として、生産者にとって所得を意味する状態にある所得、いわば生産物形態の所得(たとえば自営農民に販売される農器具などを生産している独立自営の鍛冶屋にとってはこの農器具の価値のうちcをのぞいた部分に相応するものがそれである。つぎに(ロ)この(イ)が転化されて貨幣形態になっている所得。そして(ハ)この(ロ)が支出され、転化されて

消費手段——有形および無形の、いわゆる財貨およびサービス——の形態になっている所得の三つを区別して考えることが必要である。

つぎに(2) 資本主義社会——産業資本家と工業労働者だけでできている——における国民所得を論ずるには、労働者は労働力という商品の「独立の単純商品生産者」であること、したがってその所得は右の(1)の(i)、(ii)、(iii)の形態を順次にとるということ、つぎに、資本家の所得は、労働者をつかつて生産した生産物から資本分を控除したものであること、そして、この所得もまた労働者のそれと同じように三つの形態をとること、したがって資本家にとって(i)としての所得はmだけが所得であること、vとmが所得を意味するのは、それが(ii)の形態または段階においてであること——これらのことをハッキリさせることが必要である。

つぎに(3)資本の側に、土地所有と利子生み資本という分化が現われるようになってから、「財貨やサービス」の、つまり、商品の生産なしに、したがって商品の交換なしに、所得が生ずる。ここではじめて資本主義に独得なものとしての分配国民所得——企業者利得、利子、地代、そして資本が株式会社形態をとる場合は、これに、配当と社内留保がくわわる——が生ずる。

つぎに(4)政府が登場する。貨幣形態をとっている国民所得は、経済過程に経済的に参与している主体だけによって支出されるとは限らない。その一部が政府の手に入るからである。政府の手に入る所得も「分配所得」といっていいかも知れないが、カッコをつけておく方がよさそうである。政府は「市場で販売するための商品」を生産も、供給もしていないのに国民所得の一部を「分配」してもらっているからである。しかし、(3)の場合も、この(4)の場合も生産され、貨幣形態に転化された所得の分配である点は同一である。だから、ここまでの限りでは、生産物態所得、貨幣態所得、ま

た支出される所得も同じ額である。

ところで問題が生ずる。政府は「分配」された「所得」を支出する。支出の対象は「市場をめあてにする資本主義企業および独立の単純商品生産者の財貨およびサービス」である。ここで、政府に財貨およびサービス、要するに商品販売する主体とその所得のことを考えてみよう。

商品は販売されるためには前もって生産されていなければならないが、それを政府に販売することによって、資本主義企業の場合なら資本の回収分（ c プラス v ）と同時に所得（ m ）が生産物形態から貨幣形態に転化される。単純商品生産者の場合なら資本の回収分（ c ）とともに所得（ $v + m$ ）が生産物形態から貨幣形態に転化される。そして賃労働者——政府職員——の場合なら、労働力という「単純商品」が所得に転化される。

わたしは右のように考えるべきだと思う。ここでは政府職員の所得だけが問題であるが、右のように考えると、それは全く工業労働者と同じように考えていいと思う。労働者が生活するということは、労働力という商品を生産することである。そして労働力は労働者にとって所得の生産物形態である。労働者はそれを資本家に販売して貨幣形態に転化し、やがてそれを支出して消費財形態に転化する。マルクスの単純再生産方式の数字を使うとして、資本家は七五〇〇の資本（六〇〇〇の c と一五〇〇の v ）を持っている。労働者はその労働力——生産物形態の所得——と交換に一五〇〇という貨幣形態の所得を得る。その間に、生産が行なわれる。こんどは、総生産物（九〇〇〇）のうちから労働者は一五〇〇の消費財形態の所得を得ることになる。いうまでもなく資本家の所得は一五〇〇であり、国民所得は、この一五〇〇と労働者の一五〇〇を合計して三〇〇〇となる。国民所得の生産、支出、消費という関連において労働力は右のように考えらるべきだとすれば、政府職員と工業労働者とは全く同じことになると思う。いずれも自分で自分の所得

を、そして国民所得を生産しているのである。

ちがいは、労働力の売手の側にはなくて、買手の側にある。資本主義企業が買手であるか、つまり商品生産のための買手であるか、そうではなくて政府が買手であるかである。前の場合は労働力は生産要素として買われるから、やがて資本家のための利潤を生産することになるが、それは、労働者の労働力としてではなく、生産資本の要素である労働としてである。政府は商品の生産・販売のために労働力を買いたいから、政府職員の労働力を消費するだけである。職員に剰余労働をさせているはずであるが、職員の労働は、職員の労働としてではなく、政府のサービスとして提供されるだけである。

この最後のところは、いわゆる非営利機関や家計によって買いいれられる労働力と所得の関係にもあてはまる。家計は消費するために商品を購入するのであるが、それは、その商品の販売者にとっては、すでに生産されている商品——有形財であれ、無形財であれ、また労働力であれ——のうちに含まれている所得の貨幣への転化である。要するに、わたしは、商品生産のためなしに購買される労働力——政府、非営利機関、家計によって購買される労働力——を消費財生産部門の生産物の一つとして考えようとしているのである。この労働力が資本主義の意味で生産的でないことはいうまでもないが、「市場をめあて」に生産・供給されていることは工業労働者の労働力と同じであるし、「いろいろな欲望」に相応する生産——多くの場合無形の——のために「社会の総労働量」のうちから割りあてられていることもたしかだからである。

「国民所得」について、まだまだ論すべき点があると思うが、こんどはここでやめよう。以上のように考えると、生

産国民所得、分配国民所得、支出国民所得は一応は同一価値量または価格量のものとして処理することができる。そうしておいて、市場を通じて配分される社会の総労働量という見地を固執しながら、いろいろの角度から分析したり、編成したりする作業——考え方の上での——を試みることに、それと平行して一応のようにはいかない現実ととりくんでみることに——そういうことをつまかさねていくことによって、わたしの国民所得論を少しづつゆたかなものになしたいと思う。